



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 0 7 2 0 1 3 年 1 1 月 1 1 日

フランス領ポリネシアにおける知的財産権の保護

2013年5月6日付け法律第2013-14号（フランス領ポリネシア地域法）のLP138条により、フランスで登録された知的財産権のフランス領ポリネシアへの拡張について新たな規定が公布されました。かかるLP138条に係る施行令は2013年7月22日付け命令第1002/CM号で規定されました。その概要は下記の通りです。

1. 2004年3月3日前にフランスにおいて出願された知的財産権（特許、商標、意匠）は費用を納付することなく自動的にフランス領ポリネシアで保護される。
2. 2004年3月3日から2013年8月31日の期間内に出願されたものは、2015年9月1日以前に費用を納付して特定の手続きをすることで、フランス領ポリネシアにおいて保護される。拡張申請はパペーテ（タヒチ島）にあるフランス領ポリネシア経済局に行わなければならない。
3. 2014年以降の出願に関しては、現在、フランスとフランス領ポリネシアの当局がフランス商標のフランス領ポリネシアへの拡張申請を可能にする協定を作成中とのことです。
4. 2013年9月1日から2013年12月31日の期間については明確に規定されていませんが、費用を納付して特定の手続きをすれば、フランス領ポリネシアに拡張されるものと思われます。

注記：2013年5月8日以後に出願された共同体意匠は自動的にフランス領ポリネシアをカバーするが、共同体商標出願はフランス領ポリネシアをカバーしません。従って、フランス商標出願の申請が役立つ場合があります。

（情報提供：INLEX）